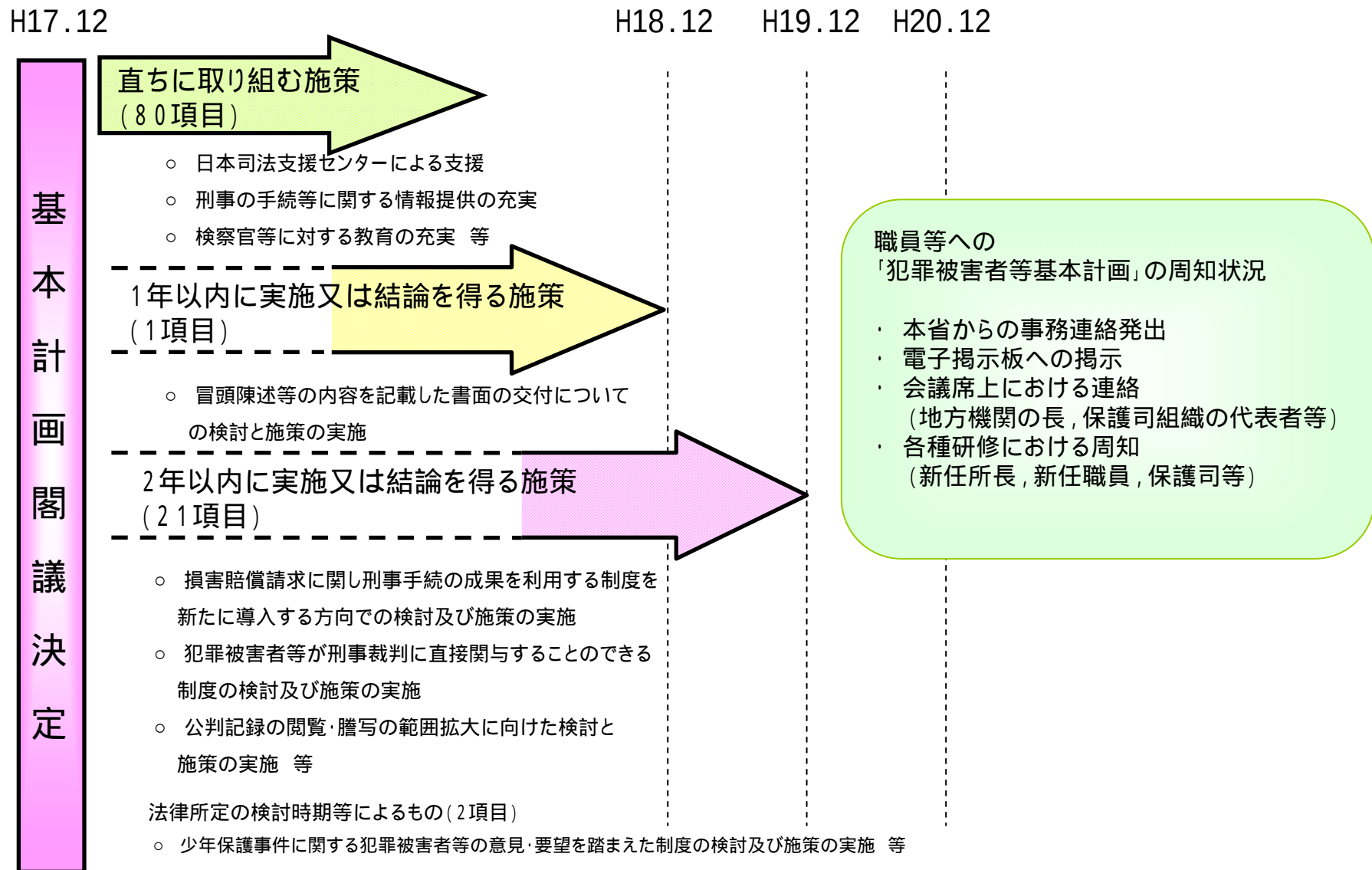


法務省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における法務省の施策（104項目）



2. 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

日本司法支援センターによる支援

(平成18年4月10日設立 同年10月2日業務開始)

【関連施策】

- ・ 民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減
- ・ 犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を含む被害者等の援助に関する様々な情報の提供
- ・ 犯罪被害者等の支援に携わる方々の意見を踏まえた具体的業務の在り方の準備作業の実施
- ・ 警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等との十分な連携
- ・ 日本司法支援センターの機能と犯罪被害者等支援に関する具体的情報の十分な周知

(準備段階における具体的取組み)

「ブレ地方協議会」

(平成17年3月～11月, 18年2月～3月)

全国50箇所において,
関係機関から意見聴取, 協議。

日本司法支援センター地方事務所に対し,
被害者支援連絡協議会への
参加申入れを指示(平成18年5月)

(全地方事務所で参加申入れ完了。これまで37地方事務所で協議会に参加済み(11月末現在)。上記以外の地方事務所でも今後実施の協議会に参加予定。)

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務に関する関係機関との協議を実施
(平成17年12月～)

《関係機関》

全国被害者支援ネットワーク, 日本弁護士連合会, 財団法人法律扶助協会,
警察庁, 法務省

2. 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況(続き)

制度の適切な運用について、
最高検察庁から各高等検察庁及び地方検察庁あて
通知を发出(平成18年1月)

- ビデオリンク等の措置
- 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実
- 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
- 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取 等

- 刑事の手続等に関する情報提供の充実
 - ・ 犯罪被害者用パンフレットの拡充、DVD作成、ホームページの運用管理
 - ・ 被害者等からの刑事手続に関する相談への対応を行う被害者支援員の配置等

- 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置
平成18年度末までに建替えが完了する見込みの
検察庁5庁舎

- 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
「法教育推進協議会」の開催
(平成17年5月から同18年11月までに11回)

○ 職員等に対する研修の充実

- 〔検察官, 検察事務官, 被害者支援員, 矯正施設職員, 保護観察官, 保護司〕
- ・ 犯罪被害者や支援団体の方を外部講師に招へい
- ・ 犯罪被害者の声を収めたビデオの活用
- ・ 被害者支援制度の現状を周知し, 被害者支援員等相互の連携意識の向上を図るため, 「被害者支援ニュース」を創刊
(被害者支援員等検察庁職員に配布)

○ 矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の内容充実

「被害者の視点を取り入れた教育」研究会提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき, 犯罪被害者等から直接話を伺うゲストスピーカー制度を拡大したり, ビデオ教材等を活用した指導を実施。

○ 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」
(平成18年5月矯正局長依命通達)

○ 「子どもの人権110番」の活用・充実

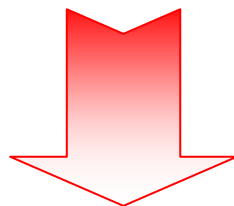
- ・ 専用相談電話番号の全国共通化
(平成18年4月1日から)
- ・ 全国一斉「子どもの人権110番強化週間」の実施
(平成18年8月28日から同年9月3日まで)

(2) 1年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての施策の実施

(これまでの取扱い)

被害者等からの希望に応じ、
公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明



これに加えて…

～平成18年3月31日から～

冒頭陳述の内容を記載した書面の交付の実施を
全国で開始

(3) 2年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

- 犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、得られた財産を「被害回復給付金」として財産犯等の被害者に支給する制度を創設

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」
「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」

平成18年6月21日公布
→ 同年12月1日施行

- 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度
- 公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度

平成18年10月20日から同年11月30日までパブリックコメントを実施

- 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する情報提供の拡充
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理 等

平成19年通常国会への法案提出等を含め、検討中。

- 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

平成18年9月6日
法制審議会に諮問

(4) 法律所定の検討時期によるもの

「少年法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第142号)

- 施行後5年経過に伴い、各制度の施行状況について国会報告(平成18年6月)
- 被害者団体・支援団体からのヒアリングを実施(平成18年2月、3月)

現在、基本計画に沿い、上記報告をもとに、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえつつ、各方面の意見も聴取しながら検討中。